

高原町史料集 三

押領司家文書（一）

令和七年一〇月

宮崎県西諸県郡
高原町教育委員会

序

本町では、これまで神武天皇東遷二六〇〇年大祭及び町制施行を記念して昭和九（一九三四）年に作成された『高原郷土史』、町制施行五〇周年を記念して昭和五九（一九八四）年に作成された『高原町史』を、それぞれ刊行して参りました。

本来であれば、調査に要した史料を「町史史料編」等の体裁で刊行すべきところでしたが、残念ながら現在に至るまで刊行されないままでございます。

こういった事情を受け、令和五年度より「史料集」の刊行をはじめ、同年十二月に第一集として、近世高原郷の記録を中心に永濱家文書を取り上げました。続く第二集として、町内狭野地区にある「狭野神社文書」のうち、由緒等に関する文書を中心に取り上げました。

そして今回の第三集では、令和二年、当町教育委員会に寄贈された押領司家文書を取り上げました。押領司家は江戸時代から続く家の一つで、一七世紀後半から代々霧島東御在所両所権現社（現在の霧島東神社）の社司を務めてきた家柄です。文書は長持二竿分という膨大な量で、内容も神社に関する内容をはじめ呪術や神楽、趣味や日記等多岐に渡っております。

今回は、その文書群のうち、国指定重要無形民俗文化財の祓川神楽に関する文書を掲載しております。また、附編として、押領司家の由緒書と、鎮守神社に関する文書を掲載しております。

改めて、文書を寄贈していただいた押領司シゲ子様をはじめ、協力いただいた皆さまに御礼申し上げます。

この史料集については、今後も刊行していく予定でございます。これらの史料集が高原町の歴史を知る一助になれば幸いです。

令和七年一〇月

凡 例

- 一 本書は、『高原町史料集 三（押領司家文書（一））』である。
- 二 収録した史料は、当町教育委員会所蔵の押領司家文書のうち、祓川神楽に関する文書五点、附編二点を掲載している。
- 三 本書収録の史料については、令和二年度に寄贈を受けて以降、職員が写真撮影したものを利用し、令和六～七年度に翻刻作業を実施した。

教 育 長

西田 次良

教育総務課長

末永 恵治（令和二～三年度）

中別府 和也（令和四～五年度）

田中 博幸（令和六年度～）

課長補佐兼社会教育係長

江田 雅宏（令和四年度、寄贈受入担当）

文化財係長 ※令和三年度より係新規設置

山下 浩樹（令和三～四年度、撮影担当）

大學 康宏（令和五年度～、撮影・翻刻・本書執筆担当）

〃 主査 吉元 伸一（令和三年度～、撮影担当）

- 四 本文は上下二段に分け、下段に原文を記載し、注釈等を上段に記載している。

- 五 翻刻については、撮影写真に基づき実施した。その際、段落や改行等の書式をはじめ、文字についても異体字等極力原文通りそのまま使用している。なお、ページの分かれ目は点線で表現している。

また、「ゝ・ゝ・ゝ（々）」「メ（して）」「㇏（より）」「㇏（々々）」等の特殊文字等についても原文通り使用している。

六 翻刻にあたって破損等による文字の不鮮明な部分は「□」とし、他文献で推測できるものは横に括弧書きで注記した。

次

[illegible]

解題

一 はじめに

今回掲載した史料は、高原町教育委員会所蔵の「押領司家文書」のうち、祓川神楽に関するものである。また、附編として、押領司家の由来と鎮守神社時代の史料も掲載した。

二 押領司家について

押領司家は、江戸時代より現在の高原町麓地区に居住し、史料によると一七世紀末頃から霧島東御在所両所権現社（以下、「東御在所社」と称す）及び鎮守大明神社の社司（現在の宮司に相当）を代々務めていた家柄であることが確認できる。

霧島東御在所両所権現社は、現在の高原町狭野地区にある霧島東神社で、同じ狭野地区に位置する狭野神社とともに「霧島六社権現」の一つとされている。『三國名勝圖會 卷五十六』『薩藩政要録』によると、別当寺は霧島山仏華林寺東光坊錫杖院、鹿児島城下にあった真言宗大乘院の末寺である。本尊は千手観音、開山性空上人、中興開山田政法印。寺高は約百十六石。

鎮守大明神社は、現在の高原町麓地区にある鎮守神社で、同じく『三國名勝圖會 卷五十六』によると、祭神は、中世期に高原右衛門篤時が奈良から勧請したという春日大明神。高原氏は、元は税所氏、肥後国よりこの地に来て、高原に改めたという。『的野神社屋敷竿次帳写』によると、高原を領していた税所右衛門（高原篤時）を真幸の北原氏の家臣白坂下総守が追討し、以後は白坂下総守の領地となった。その際、高原篤時の霊を「高原大明神」として祀った、とある。

押領司家の由来については、今回附編で掲載している『覚』によると、日向国都於郡を本拠地とした伊東義祐が日向国の殆どを支配していた中世末期、押領司対馬は「伊東義祐領真幸三山同社神主」にあったという。この「同社」については不明。その後、元龜元年（一五七〇）二月、島津義弘が飯野城主の頃に義弘のもとに参上し、亀岡天神正八幡宮の正祝子に補され、吉松の霧丸に居住する

ことになったという。亀岡天神正八幡宮は、現在の鹿児島県湧水町鶴丸にある菅原神社で、『三國名勝圖會 卷四十一』には、次のようにある。

亀岡天神社 地頭館より子丑方、十二町

鶴丸村にあり、貞和五年己丑十一月、草創、文和三年甲午、大神元義再興、貞治四年乙巳、八月、營造、永正十六年己卯十二

月、伴久兼造立等の棟札を藏む、當社は、當邑龜鶴城内、二之丸の鎮守なりしに、元龜元年二月、今の地に移す、松齡公菱刈

地方の戦争に利運ありし時、青絲の鎧一領を、社内に奉納し玉ふとなり、正祭十月十五日

(括弧内は筆者註)

この亀岡天神社の記述を見る限り、押領司家の名は登場しない。

その後の元龜三年(一五七二)五月、日向国内で起こった伊東家との戦闘の際、対馬の息子の五郎右衛門は島津義弘の側に付き従って功績を挙げ、名を五郎右衛門から早左衛門に改めた。この戦闘は、『旧記雑録後編 卷六』にもある、伊東方の侵攻に対し島津義弘がこれを撃退した木崎原の戦である。五月三日(四日とも)、伊東義祐の弟加賀守をはじめとする将兵三千が島津領内の飯野等に突如侵攻したところから始まり、島津氏も大きな犠牲を払いながらも伊東方の多くの将を討ち取り、伊東家衰退のきっかけを作った。しかし、『旧記雑録後編 卷六』には、押領司家の名は登場しない。

その後、『覚』によれば、天正四年(一五七六)八月、当時伊東領であった高原城攻めの際、早左衛門は、高原城近くの鎮守之宮等への道案内をした功績により、東御在所社の神主職を与えられた。しかし、この神主職は親の対馬に譲ったようである。この高原城攻めは『旧記雑録後編 卷九』にある、伊東方が籠もる高原城に対し、島津義久や義弘等一族・主立った将が数万の軍勢を率いて攻めた大きな戦である。しかし、八月一九日から始まった戦闘で城を落とすことはできず、結局、水の手を止めた上で休戦交渉が行わ

れ、二三日、城兵は戸崎城（現在の小林市野尻）に退去、島津義久らは高原城に入城した。この戦により、高原の他、高崎（現在の都城市高崎町）・三之山・内木場・岩牟禮（いずれも現在の小林市）・須木・須志原・奈佐木（いずれも現在の小林市須木）も落城し、伊東氏は日向国西部の支配域が現在の小林市西部から小林市野尻まで後退した。

しかし、先ほどと同じく、ここでも押領司家の名は登場しない。この二点で押領司の名が登場しないのは、事実ではないとする一方、軍を率いていない、一兵士として参加したため名が記されていないという解釈もできる。

次の出来事は、高原城攻めの翌年の天正五年（一五七七）、上原長門守尚近が高原地頭の時に起こった「福永丹波一乱」である。これも『旧記雑録後編 卷九』に詳しくあり、伊東家家臣で野尻城主であった福永丹波守が、上原長門と内通したことに端を発する戦闘で、伊東義祐に殺害されることを知った福永丹波守が、上原長門守に野尻城を明け渡す旨を通告した。急な展開で島津氏も大軍を揃えることができず、少数で野尻城に入城、その後軍勢が揃うと周辺諸城を次々と攻め落とし、その勢いで遂には伊東家を日向国から追い出すことに成功した。特に記載はないが、ここでも何らかの手柄を上げたということであろうか。

その後、天正一五年（一五八七）、山田理安が高原地頭の時、押領司対馬は東御在所社及び鎮守大明神社の神主職を早左衛門に譲り、対馬は吉田に移った。

次に慶長六年（一六〇一）八月、島津義弘のいる加治木に早左衛門が参上した際、義弘から「淡路」という国名をもらい、さらに亀沢村四社・岡松四社の神主職、天神宮の権祝子職を授けられた、という。亀沢は現在の鹿児島県湧水町栗野辺り、岡松は前述の亀鶴城の北側、現在の宮崎県えびの市岡松辺りと思われる、これら四社はどの社を指すのかは不明である。ただ、島津義弘は、この頃関ヶ原の戦いによる処遇が定まっていなかった中でこのような地位を授ける立場にいたのかは疑問である。

以上、『覚』に基づき押領司家の歴史を見たが、この記述がある程度事実と仮定すれば、中世末期にはすでに東御在所社及び鎮守大明神社の官司職にあったということになる。

他の記録を見ると、高原町史料集第二集にある狭野神社文書『霧嶋山縁起續禄艸案』（享保二〇・一七三五）には、次のように

ある。

延寶六年(一五七八)自公儀糾神社佛閣由緒軌則等此之時東光坊盛長當寺住持以住山之間爲時當社司密約押領司爲祝子之轉門(転)前者爲社人、始令

司兩所權現之祭奠既從之先當社之社人每所致祝詞神樂等也故明曆二年(一六五六)從東光坊差出帳云神主之事從祈願所被加下知不及書記云云或

人云彼僧潜行于他領以密事達于此以爲己之因茲縱働其私云云(延寶七・一六七九)同七年八月憲純自山門(帰)販來而於社子等有謀計之間欲訴于公所地頭山田

弥九郎殿頻請而令和睦也

(括弧内は筆者註)

これは、狭野大権現社の別当寺神徳院の住持が憲純の時の出来事である。延宝六年(一五七八)、幕府から神社仏閣の由緒等を糺す旨の通知が来た。この時憲純は、延宝四年から四年間、比叡山に修行に出ていたため不在であった。その間に「東光坊盛長」という者が、その隙に當社司の押領司と密約を交わした、というものである。その内容は、門前の者を社人とし、両所權現(東御在所社)の祭典を行う、といったものである。これに対し憲純は比叡山から帰って来た後に訴えを起こすが、高原地頭の山田弥九郎からしきりに和睦を勧められた、という、不可解な事件である。

狭野神社文書を見ると、江戸時代の東御在所社及び別当寺の東光坊(東光院・錫杖院)は狭野大権現社及び神徳院の管轄下にあったことがうかがえる。神徳院は、上野の寛永寺直末で、薩摩藩内では日向国の一の寺という位置付けであった。また、鹿児島城下の南泉院の住持代理をはじめ福昌寺における源頼朝御遠忌等の重要な行事において神徳院住持が導師を務めるなど、非常に格式の高い寺院であったことがうかがえる。前述の内容は神徳院側の記録のため、東光坊盛長についてはかなり厳しく記している。この記述でわかるのは、東御在所社は、この時点まで同社だけで祭典等を行う権限がなく、社人を置くこともできなかったのではないか。それが今回の件で盛長と押領司氏により東御在所社独自でも祭典を行うことができるようになった、という東御在所社の地位を押し上げる功績を成したとも解釈できる。

ここで気になるのが盛長と密約を交わした「當社司押領司」の存在である。事件の中身はともかく、この時期、押領司家がすでに東御在所社の社司を務めていた事は間違いないと思われる。

次に押領司家は、いつ頃まで霧島東神社を取り仕切っていたのか、文書群を見る限りにおいては、少なくとも大正年間までは関わりがあったようである。その後神社を立ち退く際、大八車に様々な物を乗せて神社を後にした、と地元で伝わっているが、それが当町教育委員会に寄贈された文書群であったことがうかがえる。

三 押領司家文書について

押領司家文書は、これまで宮崎県や当町の神楽調査など複数回調査されており、前述の通りその一部は『宮崎県史』や当町の報告書にも掲載されている。当主の方から寄贈についての相談を受け、令和二年三月、文書群含む長持ち二個分全ての寄贈を受け入れた。

簡単な文書目録については作成しているが、膨大な量且つ内容也多岐に渡っていること、大半が年不詳の断簡であることから、現在、詳細な目録を作成中である。

目録作成に際し文書群を見分したところ、大まかには、東御在所社に関する業務内容、社司としての業務である祝詞や呪術に関する内容、今回取り上げた神楽に関する内容、幕末から明治時代初期における社司の日記、諸々の写本、その他の書状断簡、等で構成されている。昭和五五年に宮崎県史編纂にかかる調査事業において当家文書も整理及び調査の対象となったが、前述のとおり膨大な量であったため、記録や目録作成は一部に留まっている。

今回は、前述の通り、祓川神楽に関する内容を中心に掲載している。

祓川神楽は、町内狭野地区の祓川集落、霧島東神社の氏子を中心に伝承されている霜月神楽で、旧薩摩藩で行われていた「神舞」の形態をよく伝えるとして、隣地区の狭野神楽と共に、平成二二年、「高原の神舞」として国重要無形民俗文化財に指定された。

現在の祓川神楽の唱教は、嘉永六年（一八五三）、祓川の黒木主膳により記された『神哥本』に基づいている。ちなみにこの黒木家の住宅（国指定重要文化財）は、現在、宮崎県総合博物館の民家園に移築されている。

神楽の神歌本については、これまでこの嘉永六年本しかなかったため、この本の内容がいつからこの形であったのか調査することができなかったが、今回の押領司家文書により、ごく一部ではあるがどのように変化したのか調査することができた。

（一）『諸神勸請舞』しよしんかんじよう（以下、「正徳五年本」と称す）

奥書から正徳五年（一七一五）に押領司篤信により記されたものと思われる。祓川神楽の神歌本の中では現状最古のものであり、享保元年（一七一六）から二年にかけて発生した新燃岳の大噴火により神社等が焼け落ちたという事情を考えると、新燃岳噴火前の文献が残存している事が非常に貴重と言える。

この本には、祓川神楽の演目の一つである「諸神勸請」のうち、「請」と呼ばれる直面に舞手と、同じく直面で白装束に笠をかぶり御幣と錫杖鈴を持った四人の舞手による問答の部分が記されている。

内容については、大筋では嘉永六年本と同じであるものの、次の相違が見られる。

①「請」の唱教のうち、正徳五年本に記されている「内典ニテハアヒラウケンノ五字」等の仏教用語が、嘉永六年本では削除されている。

②正徳五年本では唱教の中の祈願に関する部分で、藩主や地頭の名前を読み上げていたが、嘉永六年本では、「当国太守公」「御地頭」に留めるように変化している。

③「請」と四人の舞手との問答の中で、嘉永六年本では西方と北方の歌が入れ替わっている。例えば、本来、春を呼ぶ歌で、正徳五年本では北方の舞手が歌う「浪速津」の歌が、嘉永六年本では西方の舞手が歌う等、唱教の趣旨が微妙に繋がらなくなっている。

④最後に「請」と四人の舞手が薬師十二神将の名を唱えるが、正徳五年本では正確に記しているのに対し、嘉永六年本では耳で聞

いた言葉をそのまま書いたような印象を受ける。

ここで、この『諸神勸請』を押領司家が持っていた意義について考えたい。内容は、神楽を舞う場所である「御講屋」を徹底的に言祝いでいるので、これは代々社司が務めなければならない演目であつたと考えられる。それが嘉永六年本を作成する際には、押領司家が神楽にてその役を負わなくなったのか、それとも押領司家が役を負っているものの正徳五年本の所在がわからなくなっていたのか、いずれにしる理由は不明であるが、現在のような幾分崩れたような形で今日まで伝承されてしまっている。

(二) 『御神楽次第』 (以下、「延享四年本」と称す)

表紙及び奥書から、(一)と同じく正徳五年に押領司篤信により記されたものが、延享四年(一七四七)に押領司亀之丞に受け継がれたということがえる。

延享四年本の冒頭「とうどうたりや」で始まる唱教の内容について、嘉永六年本では「御神楽之歌」として記されている。記載の順番は、嘉永六年本では「地割」の後であるのに対し、延享四年本では地割の前に記載する等、順番が異なっている。現在、この唱教は使用されていないので不明な部分が多い。

唱教の内容については所々異なっているものの、(一)のように意図的に削除したような感じではなく、大筋は同じである。

(三) 『舞数記』 (以下、「安永二年本」と称す)

奥書から、享保九年(一七二四)に押領司川内により記されたもので、安永二年(一七七三)、押領司某に受け継がれたということがえる。祓川神楽の演目のうち、「住吉」^{すみよし}「龍蔵」^{りゅうざう}「三笠」^{みかさ}「太力」^{たちから}「將軍花舞」^{しょうぐんはなまい}の唱教が記されている。文中「大和國太玉命」とあるのが「龍蔵」に該当する。現在の祓川神楽では、「住吉」「龍蔵」の後に神職による祝詞が奏上され、「三笠」では御講屋の空中に飾られた諸々の神が降ろされ、「太力」では岩戸開きが行われる、という順番で行われる。ここで太力や地割の舞手等

主立った者は神楽宿に向かい、御講屋の中では「將軍花舞」が続行される。「將軍」は唱教のみで、「花舞」では、神饌のうちお盆に乗せた三六五個に切った紅白の餅を舞いながら御講屋の中に落とし（この時だけ御講屋の中に部外者も入る事を許される）、最後に真剣で御講屋内外の注連縄を全て切り落とす、というものである。「住吉」に関しては、「自分（住吉）が出たが、天照大神は出て来ないので、次に龍蔵が出て来る」と述べるだけで、演目上の繋がりがあまり見出せず、違和感がある演目であるが、安永二年本により、「住吉」から「太力」まで続く「右四番之小舞」と称され、「御神樂中半二用也」とされる等ワンセットで行われていたことがわかる。また、現在はほぼ神樂の終演に向けて行われているが、江戸時代は演目の順番が異なっていたのかもしれない。

なお、唱教の内容については、嘉永六年本と殆ど同じである。

（四）『神樂番付』（仮称）

元は紙を継ぎ合わせた巻物のような形であったと思われるが、糊部分が剥がれ、残っているのは四枚のみであった。奥書により、文化十三年（一八一六）九月二十九日に記されたことがわかる。これまで番付表や神歌本は確認されているが、番付に対し具体的に誰を配していたかを示す文書は、これが最古且つ唯一である。

祓川神樂については、現在は一二月第二土曜日に行われているが、昭和のある程度までは旧暦の一月一六日に行われていたという。番付については一二月第二土曜日に変わってからは、一月一日に番付を取り決める慣わしであったが、江戸時代には、文書にある九月二十九日辺りに番付の取り決めが行われていたということか。

文書については、欠損が多く神樂番付の全てを把握することはできないが、現在と異なる部分について述べたい。

①「神隨」について

「かんすい（かんし）」「よつだいかんし（四代神隨）」ともいう。神樂の本祭だけでなく、神樂に付随する神樂宿の行事をはじめ、神社の神事や氏子の通夜の席等で行われる、最も重要な舞である。番付表を見ると、「神隨」は四人で行い、その後の「舞揚（まいあげ・めあげ）」は、「神隨」の一番目と四番目が担当している。現在の「舞揚」では、四人の他にもう一人白装束・赤襷・脚

絆姿の舞手が登場し、刀二振を持って舞う等、この番付とは異なっている。現在の神楽では、二人の舞手を「オンズ」「セキ」と呼び、「神隨」等の四人舞の場合は、一番目を「オンズ」、四番目を「セキ」と呼んでいる。つまり、この番付における「舞揚」は、「神隨」を舞ったオンズとセキの二人による舞であることがわかる。この形式は、現在行われている祓川神楽の「諸神勧請」等にも見られる。ただ、一口に「舞揚」と言っても演目で異なる。例えば「諸神勧請」等の真剣を使用しない演目の舞揚はどちらかと言えば少年から青年に上がる前の、装束の袖や袴を靡かせるような舞に対し、「十二人劔」や「神隨」等の真剣を使用する演目の舞揚では、舞庭内を駆けながら真剣二振を持って大きく振り回すなど、技巧的にも非常に難しい舞である。「神隨」は、現在は白衣に青袴姿で舞っており、その後に真剣を使った「舞揚」を舞うのは難しいことを考えると、「神隨」の後の「舞揚」は今とは異なる形の舞であった、もしくは「神隨」の装束が現在と異なる、という二つの可能性が出て来る。

②舞手と演目の関係について

今は後継者不足等でそういった規則性はないが、祓川神楽でも、以前は面舞を担当する者は面舞だけ、という流れがあったようである。しかし、「神隨」と「金山」を見ると、同じ藺田宇右衛門が担当している。また、「神隨」と「陰陽」を見ると、同じ宮永瀧右衛門が担当するなど、前述のような「面をする者は面だけ」という縛りは緩かったのでは、と考えられる。

③「田之神」について

この演目は祓川神楽の中でも特殊で、まず嘉永六年本に唱教が記されておらず、口承で継がれている。また、唱教の全てが当地方の方言「諸県弁」で語られるのが大きな特徴である。装束は女者の古着に襷、白袴に脚絆、背中に「まん袋」を背負う。右手に錫杖鈴、左手に堅杵を持ち、帯には「飯がい（木製の大きな杓文字）」「命のさっぱしり（貝に柄を付けた柄杓）」を差している。面舞の一つであるが、他の面舞とは舞のスピードや舞い方が異なる。

この演目は、現在一人で行われているが、この番付では二人宛がわれており、二人舞であった可能性がある。「田の神舞」は祓川

神楽だけでなく、宮崎平野部の神楽にも広く分布している。宮崎平野部では二人の問答による田の神舞が見られるが、祓川や隣の狭野神楽では舞手は一人である。現在行われている内容は江戸時代では異なっていた可能性がある。

(五) 『霞神社神楽次第』 (仮称)

奥書には年号はなく、「三月十五日」とあるのみ。霞神社にて神楽が行われた際の出会者の一覧で、特に役割は記されていない。霞神社は、本来は霞権現と言い、現在の高原町後川内地区にある。『三國名勝圖會 卷五十六』には次のようにある。

霞権現社 地頭館より卯方、一里

(高原町後川内地区)

入来邑、霞岡にあり、祭神詳ならず、本地馬頭観音なりといふ、岡阜南面の石巖に縫隙あり、五色の蛇ありて崑隙に栖む、是を神と崇めて、別に祠廟を設けず、是霧島六所権現の使神なりといへり、故に六所権現へ参詣する者は、必ず爰に参詣せり、参詣の者、彼蛇を見る時は、神縁を得るとて、殊に歓喜すとかや、祭祀三月十五日・九月十五日、祭式には、白砂を供す、文(八二五)化十二年、大信公、神事を新修して、神徳院を別當とし、郡山邑、花尾大権現社(鹿兒島市の花尾神社)の大宮司に命じて、祭祀を管轄せしむ、

(括弧内は筆者註)

これによると、島津重豪が藩主であった文化一二年、「神事を新修(社殿を造立したという意味か)」し、「神徳院を別當とし」たことがわかる。狭野神社文書の中にも霞権現社の造立や神事に関する史料が散見されることから、神徳院が管轄していたことは間違いない。この史料は、狭野の者だけではなく祓川の者も霞神社の祭に奉仕していたことがうかがえる貴重な史料である。

なお、この史料の年代についてであるが、霞権現社の成立年代や史料の冒頭に嘉永六年本を記した「黒木主膳」がいることを考慮した上で、祭祀日が、『三國名勝圖會』に記された日と一致していることから、申年から嘉永元年(一八四八)か万延元年(一八六〇)、あるいは明治五年(一八七二)辺りであろうか。

(六) 『覚』

これは、押領司家が島津義弘に仕えたことにより東御在所社や鎮守大明神社、亀岡天神社等の神職を得たことが記されている。詳細は上記のとおり。

(七) 『幣之切紙集』

『宮崎県史 近世編五』にも所収されているが、今回、原本を確認し翻刻した。表紙及び奥書から、寛永一〇年（一六三三）に記されたことがわかる。さらに奥書を見ると、天正元年（一五七三）に、真幸院の吉田天神権祝であった押領司淡路大夫から紀伊国の良賢坊に伝えた、とある。ただ、前述の『覚』では、この時期登場しているのは押領司対馬で、この当時は「伊東義祐領真幸三山同社神主」とあるのみである。また、同じく『覚』には、「淡路」という名と天神宮の権祝職は慶長六年（一六〇一）に島津義弘から賜ったと述べていることも矛盾しているので、この天正元年の下りは創作であると思われる。

内容は、様々な御幣が掲載されており、こういった御幣の作り方は伝承されていない。

奥書に鎮守大明神社の名称が見られる史料は、現時点でこれのみという事で非常に重要である。

『諸神勸請舞』

(空白)

(空白)

諸神勸請舞

先忝^モ日本國中三千余座^(座)八百万神

天神地祇當所之崇廟^{入句}何大明神

當檀那氏神^{入句}此御神屋^{仁正仁}

勸請奉^ル申^シ

抑天地開闢以來^{コカタ(巻)}陰陽^乃二氣^{ヨリ}

万法起^ラサルト云^(事)叟^サナシ去^レハ混沌^{こんとん}

未分^乃時^一乃宝珠有^リニッ^仁別^テカロク

スメルハ上^テ天トナル重^クニコレルハ下^テ地ト

ナル其時色中^仁日月之光ヲ放^ツ

亦ハ有情マタレキモ有リ非情モ有リ善神モ有

迷ハ衆生ト云悟イハサトル時ハ神ト云皆是

水波ミナト乃ヘタテ清濁トク乃成所夫レ一切

諸法本ヨリ不生不滅也不生不滅成カ

故仁自性清淨成自性清淨成カ

故仁神明トモニ平等也於テ此仁

神道乃大行事ヲツトメ奉シカタメ

法界宮仁御神屋カヲ莊リ御幣ヲ

建立シ奉ル垂大幣ト云者伊弉諾

伊弉冉乃尊カノ尊像ヲ表ス尤モカナ

掲仰カシ奉ル故仁四角八方仁

御注連ヲ引垂曳ハ網界モ乃如シ

四方仁四門ヲ立ラレシハ内典ニテハ

發心ホツ修行五菩提涅槃乃四ツノ

門也神道ニテハ宝聚しゆ福德延命縁

○「内典」は仏教の事

○「内典ニテハ發心修行菩提涅槃乃四ツノ門也」の句は、嘉永本では消失している。

成就之四ツノ門也宝聚門ハ譬たとへハ

春也春陽氣ヲ得テ万物出生

スルハ是宝聚門也福德門ワ譬バ

夏也夏セイワ天シ乃乃幸サイハ得テテ万物

生長スルセイ叟則福德門ナリ延命

門ワ譬秋也秋ハ万物ミツテ

有情乃命ハフ助ハフク是則延命門ナリ

成就門ハ譬冬也冬ワ万物成就

シヲハツテ冬とう収しゅスルコト則成就門也

依之四方ニ四門ノ立ラレタリ結果ケツカイ

清浄乃御神屋ト号コウシテ潮水

ヲ上ル叟叟てワ一滴水ヲ以アカノ雲海

トシ普あまク諸神ノ御前ヲ清浄仁

ナラシメン造化ソヲ莊ル叟乃万物化乃

跡五人ノ神楽男ハ木火土金水ノ

五形歟乃神内典ニテハアヒラウン

ケンノ五字儒道ニテハ仁義

○「冬収」は嘉永本では「当所」とある

○「御神屋」は嘉永本では「御講屋」とある

○「潮水」は嘉永本では「塩ひ」とある

○「造化」は嘉永本では「造花」（祓川神楽で使用される切紙）とある

○「内典ニテハアヒラウンケンノ五字」は嘉永本では削除されている

礼知信ノ五タイ八人ノ八乙女五樂ワ
是宮商角徵羽ノ響五

韻七音ノ樂ヲ以テ鬼神ヲ和樂

セシメ四魔乃怨敵ヲ退剩

舉手動足ノ舞ヲ以如影

随欣ノ神ヲ現シ起居動靜乃

間ニワ断惡證理ノ觀解ヲ

コラスモノナリ於此當檀那一心

清淨ニシテ祓テ丹誠ヲ無ニノ志ヲ

專ニシ神明ヲ崇キヨウ奉ル

其意趣如何トナレハ上ワ金輪

上皇天長地久御願圓滿殊ニ

者當國之 太守 御名乗入句

次ニ其所地頭何氏當檀那入句

右御武運長久御願成

就ヲ祈所ニ四方仁荒化ナキ

變化ノ御立座ス其神名ヲ

○「當國之太守」は嘉永本では「當國の太守公」となる。

「其所地頭當檀那右御武運長久御願成就ヲ祈所」は嘉永本では「當所の御地頭御息災延命次に此村此所諸願成就と祈る所」となる。

○「セイタイ」は、能の「白楽天」に類似の問答が見られる。「衣」は現在の神楽では「ちはや」と呼んでいる。

○「セイハニ」は、小林市の岩戸神楽の演目「つなのとひ」に類似の歌が見られる。

一と次第^仁相尋ハヤト存候

東方

セイタイ衣ニテ岩ヲノカタニ掛^肩ル

白^首ウンナヲビニテ山ノコシヲメグル^腰

コケ衣キタルイワヲハサモナクテ

キヌキン山ニヲビヲスルカナ

ヲウソレサウケタマワリ候東方ノ

木神木ワク、ツチノミコト、現^手ス

サレハ神名多^手叟六万六千六百六拾

六社ノ諸神シエゴシテ座^守セハ^護

此方ニモイカテアクマワ来マジ

南方

セイハニ月落テウサキ彼^返ヲハシル

モクシエカケシヅンテウヲキニノホル

他^池ノ水スバシクシテワカンコノヲシ

ゾスミヨカリケリ

ヲウソレサ承候南方ノ火神火ワ

○「アサカヤマ」の歌は、嘉永本では北方の歌となっている。また、万葉集の「安積山」の歌に酷似している。

○「遠ク」の歌は、唐の詩人である杜牧の漢詩「山行」に酷似している。

○「ナニワヅニ」の歌は、嘉永本では西方の歌となっている。また、古今和歌集の「難波津」の歌からの引用と思われる。

カクツチノミコト、現ズ七万七千七百右同

西方

シエン方遠リ花蒼ノ開ルヒシヨウロ

コトウハノ落時アサカヤマ安積山／安積香山カケサヘ見影ル

山主ノイノアサクワ人ヲ思物カナ浅

ヲフソレサ承候西方ノ金神金ワ

金山ヒコノ尊ト現スサレハ神名多

変主八万八千八百右同

北方

遠ク奥寒山ニ登テ四季ノ

ケイナハメナリ座座シテアイスル

法インノクレ暮ゾウイウワ時月ノ

花ヨリモ紅葉成リナニワ難波津ヅニ

サクヤコノハナ花冬ゴモリ今ヲ春

ベト歌サクヤコノ花蒼ヲウソレサ承候

北方ノ水神水ワ田象姫ノ

命ト現ズサレバ神名多変主九万

○「坦山姫」は、嘉永本では「はや山姫」とある。

九千九百右同

中央

ヲウナニ／＼中央ノ土神土坦山姫ノ

尊ト現スサレバ神名多^(世)叟大地ニ

拾万八千小地ニ五万五千ノ諸神

守護シテ座せハ此方モイカデ

悪^(魔)广ハ来ルマジ

天

ヲウナニ／＼天ノ高キ^(世)叟ヲヤ天ハ三拾

三天ノ内梵天湯達天雲ニ交テ

龍神ノ波打音ワ天地ニ響^(キ)

雷ワツバ^(鼓)ミヲ打龍女ワ雨ヲ

降ス天人ノ影向ノ所ニテ舞ヲ

マイ舞衣ノ袖ヲ翻ス^(世)叟ワ神

明ソウノシハザニテ候得バ此方

ニモイカテ悪^(魔)广ハ来マジ

地

○「十二方」については、嘉永本では「是より子の方はいかに、子ハひぎやら大將軍、丑招とら、寅ハしんたら、卯はまごら、辰ハはいら、巳ハいんたら、午ハさんちら、未ハあにら、申ハあんちら、酉ハめうきら、戌ハはいら、亥ハくひら」とある。

大地ノ深キ^(五)叟ヲヤ五万五千五百

五拾五尋五寸五分也此ノ内ニモテ訶

告ト云王座此王ノム子ノ間ニ火輪

水輪風輪トテ三ツノ車有初ノ

車ハ火出ス次ノ車ハ水出ス次ノ

車ハ風ヲ出ス是モ神代始ノトキ

如此ニ皆成就仕玉^ウ所ニテ候ヘハ

此方ニモイカデ惡魔ハ候マ^(来)ジ

従是拾式方

子ノ方毘^{ギヤ}羯羅太將軍ニテ候

丑ノ方松^ト壯羅太將軍ニテ候

寅ノ方^シ寔達羅と

卯ノ方^マ摩虎羅と

辰ノ方波夷^イ羅と

巳ノ方^イ因達羅と

午ノ方^サ珊底羅と

未ノ方^ア安^ニ爾と

○正徳五歳・・・一七二五年

申ノ方頼底アシチ（羅ヌケ）と

酉ノ方迷企羅と

戌ノ方伐折ハサ（羅ヌケ）と

亥ノ方宮毘羅大將軍と

正徳五歳乙未三月朔日 篤信（花押）

東霧嶋山 押領司河内守

□主（書力）

押領司五郎次

此主

押領司五郎次

高原

『御神樂次第』

○延享四年・・・・一七四七年

延享四年

高原麓

卯十月廿日

(白紙)

御神樂次第

動ニ多羅利屋千代多羅利天仁
音シ樂ク四モ方仁響キ 成玉ミフノ神代旧記
絶ヘセトシハテハ普子 御宇宝ニ殿イ舞女立ル
更ト天ノ細トラ女トリ命 像乃神明御意ヲ
和らけテ千代マテノ神乃午仁白マ是宇仕宇宮

宮商届

御神樂次第

動^ウ多羅利屋千代多羅利天^ト
音^ン樂^ク四^モ方^仁響^キ 成^シ玉^ミフ^ノ神^ミ代^ノ旧^宇記^宇
絶^ヘセ^ヘス^ヘシ^ヘテ^ヘ普^テ 御^宇宝^ニ殿^イ舞^ヲ女^ヲ立^ル
亼^{重トハ}天^メ 細^ス女^ノ命^ト 像^ト神^ヲ明^乃御^ミ意^ロヲ
和^ラけ^ラテ^ラ幾^ク千^ク代^クマ^クテ^クノ^ク神^乃午^乃白^仁是^ヲ仕^宇

第三
宮^宇商^ク届^{チヨ}徵^宇 羽^宇 郷^ビ 五^ヤ音^ン八^ツ音^ト禾^ン

奏^宇シ^イ舞^ン衣^乃 神^テ 風^宇翻^{ヒカ}シ^ヘ四^マ魔^マノ

怨^ン敵^キ退^リ 剩^リ舉^ソ手^ケ動^ヘ足^コ舞^シヲ^宇以^テ

如^ウ散^イ随^宇形^ミ神^シヲ^宇現^宇無^宇明^宇煩^宇悩^宇ノ

雲^ヤ拂^シイ^ス長^ス夜^クノ^ク闇^ク 照^シ清^イ水^イ散^ガヲ

如^レ移^ス 神^ニ明^ス令^ス和^ク禾^ク玉^クフ^ク皇^宇祚^サ玉^サ躰^イヲ

祈^ノル^ミ也^カ神^タ 手^ケ向^ニ是^レ 仕^レ宇

第三
如^ク此^乃音^ン禾^ク 神^ニ一^ニ代^メ照^ナ覧^ク斜^ク 起^宇居^ニ

動^宇静^ノ間^タ 断^宇惡^タ證^仁理^ハ觀^タ解^ナヲ^宇ユ^ケウ

モ^ノノ^レ也^レ於^テ此^仁 入^入句^入当^当檀^檀主^主 一^一心^心清^清淨^淨召^召無^無

二^二ノ^ノ心^心ザ^ザシ^シ專^専ニ^ニシ^シ現^現當^當二^二世^世ノ^ノ□[□]希^希望^望

○「散」については意味不明のため、
文書の表記通りとした。

○神樂では、ここから「大光神・地割」
における鬼神の唱教となる。

○ここからは、「地割」の弓矢を持つ
た直面の「オンズ」が唱教する。

一と成宇就如意満足ニテ七難
悉除令成玉フ依是今幸千代ノ
御神樂奉唱也手取鈴ハナニヲカ
振鳴乱ン地破舞

只今此所拝見 御神屋莊リ

ミハケヲコンリウシ四角八方御注ヲ
引き大鼓打笛吹五音 八音 禾ヲ
奏天動 上大地動候叟大地ト云者
天神七代始ヨリ地神五代マテ地神
是湏スル也五代始神代四弓以

此地破大小諸神勸請申サントノ
思ヲナシ候叟四弓根源可有早
と申聞

御ユルシ可有々々
抑地神五代始神代四弓根

源 叟ヲヤ神祇地破地鎮 弓□
用事四 矢四天王弓ハ日輪觀

○前段に続き、「地割」の弓矢を持つた直面の「オンズ」が唱教する。

也中央立^{宇仁}八方藤鞭^{ノフチヲ}當見^{テルニ}則^ニチ
輪^ン宝^{（巻）}歟ナリ^{（巻）}湯^{（巻）}根本其故^{（巻）}ニ
如何^{（巻）}白色^{（巻）}中^{（巻）}赤^{（巻）}色^{（巻）}上^{（巻）}也^{（巻）}弓^{（巻）}竹^{（巻）}ヲ

用^{（巻）}更^{（巻）}不^{（巻）}長^{（巻）}不^{（巻）}緩^{（巻）}ニシテ^{（巻）}空^{（巻）}虚^{（巻）}成^{（巻）}神^{（巻）}也^{（巻）}
四^{（巻）}弓^{（巻）}ト云^{（巻）}者^{（巻）}第一^{（巻）}座^{（巻）}陣^{（巻）}弓^{（巻）}第二^{（巻）}發^{（巻）}
向^{（巻）}弓^{（巻）}第三^{（巻）}治^{（巻）}世^{（巻）}井^{（巻）}弓^{（巻）}第四^{（巻）}護^{（巻）}持^{（巻）}
弓^{（巻）}也^{（巻）}先^{（巻）}座^{（巻）}陣^{（巻）}弓^{（巻）}ト云^{（巻）}者^{（巻）}高^{（巻）}天^{（巻）}原^{（巻）}ニテ

日^{（巻）}神^{（巻）}主^{（巻）}糸^{（巻）}淺^{（巻）}鳴^{（巻）}尊^{（巻）}タ^{（巻）}とカイ玉^{（巻）}フ
弓^{（巻）}乍^{（巻）}居^{（巻）}治^{（巻）}給^{（巻）}弓^{（巻）}也^{（巻）}日^{（巻）}神^{（巻）}ハ地^{（巻）}□□^{（巻）}
負^{（巻）}勒^{（巻）}臂^{（巻）}着^{（巻）}威^{（巻）}稜^{（巻）}高^{（巻）}鞞^{（巻）}手^{（巻）}
提^{（巻）}弓^{（巻）}矢^{（巻）}ヲ親^{（巻）}迎^{（巻）}防^{（巻）}禦^{（巻）}給^{（巻）}更^{（巻）}則^{（巻）}
座^{（巻）}陣^{（巻）}弓^{（巻）}也^{（巻）}發^{（巻）}向^{（巻）}弓^{（巻）}云^{（巻）}者^{（巻）}天^{（巻）}

○返り点の打ち方は原文通り

□彦^{（巻）}賜^{（巻）}弓^{（巻）}ナリ高^{（巻）}皇^{（巻）}産^{（巻）}靈^{（巻）}之^{（巻）}
尊^{（巻）}更^{（巻）}諸^{（巻）}神^{（巻）}タチヲ奮^{（巻）}問^{（巻）}□^{（巻）}
遣^{（巻）}者^{（巻）}僉^{（巻）}曰^{（巻）}天^{（巻）}津^{（巻）}國^{（巻）}玉^{（巻）}之^{（巻）}子^{（巻）}天^{（巻）}稚^{（巻）}
彦^{（巻）}是^{（巻）}牡^{（巻）}於^{（巻）}是^{（巻）}高^{（巻）}皇^{（巻）}産^{（巻）}靈^{（巻）}□^{（巻）}
賜^{（巻）}天^{（巻）}ノ稚^{（巻）}彦^{（巻）}天^{（巻）}ノカコ弓^{（巻）}天^{（巻）}羽^{（巻）}

々矢ヲ以遣ス是乃發向弓
也天メ稚彦娶 顯國王女子下照
□ 馭 中ツ國怪 其久不来高
□ 產靈命遣 無名雉伺之
□ 稚彦 前居 湯忝桂

□ 梢 時天 女見謂天稚彦
□ 高皇產靈ノ賜 弓ト
□ 雉斃 雉タカ智詞達
到高皇產靈座前尊見
見其矢曰是矢昔 我天

稚彦賜矢也其矢血染取
矢ヲ投下天稚ノ智ノ上 中テ立
死乃遣 疾風舉戸 到天喪
屋ヲ造而殯 此ノ弓發向弓也
是ヲコソ五代始二弓名付タリ

荒神
座陣發向之弓モ如此ニテ候

〇いから「大光神」の唱教。

○こゝからは「地割」のセキの唱教。

治世護持弓根源早々申聞^セ

御ユルシ可有^云

抑治世^イ弓ト云者彦火々出ノ

見尊ノ御弓也出見尊不合ノ

尊御父也木花開姫ハ御母^仁

也兄火闌降尊ハ海幸アリ

弟ノ出見尊ハ山幸有各々

相易^ク不得其利見^{サチラ}□之ヲ^一

乃還^{かへつて}弟ノ弓ト矢而□己釣^{己字}

弟尊兄^{コノカミ}釣失無田訪不^{口傳有リシモ}

見出見尊憂テ海畔^{トキリヘ}行^{リ仁}

冷時^{サマヨ字}塩土老翁^{キシヲ}ノ教^{キノ}随遊^{ヘ仁}

行^キテ海神^{ツミ}宮娶^{仁メトリテミ}豐玉^マ

姫三年經海神授故釣又潮

満瓊及潮ヲ涸瓊持還^{ルマレ}郷^{ルマレ}

逼悩^{セメナヤマス}兄是于治世^イノ弓也護持^レ

弓ハ天ノ孫降臨^{ミヤコ}ノ御時持^{キシ}

玉フ弓也□ノ孫□ク天照太神

孫又名皇孫ト申ハ母方

高皇產靈孫故瓊々杵

尊降臨ノ時天忍日命

天穗津大来目尊背負

天之磐靱臂着稜威

高靱手提天櫛弓天羽

々矢ヲ降来州日向襲高

千穗穗日二上峯天浮橋

上時持給弓也以之地破四方

天浮橋立矢中央有

習護持弓モ如此ニテ候地二

弓ヲ以神代ヨリ仁皇マテ國土太

平治給弓ナリ

荒神

扱者四弓ノ根本貴カナヤ神代

○祓川神樂では、鬼神はこの唱教を
終えて御講屋から出て行く。

○正徳五年・・・一七二五年

四弓ヲ以天地定地破四方ヨリ、
来悪マヲタイサンシも諸ノ神
明ヲ宗敬申サレヨ我モ同前
故可然候

于時正徳五歳乙未二月朔日

東霧嶋山

押領司河内守篤信(花押)

○延享四年・・・一七四七年

延享四年 押領司亀之丞

○「麻」は原文よりこの字を推測した。

高原麓衆中名麻也

拾月廿日

押領司亀之丞

『舞数記』

押領司川内

舞数記

(空白)

住吉舞

抑住吉大明神ト云者根本日向タチハナノ

小戸瀬ヨリ現出玉フ岩戸ノ前ニマイリ拜

奉ルニ左ハ蔵王権現右ハ龍蔵権現

ウシロハ

皆火ノ御神前ハ戸^{一言主神ト申モ此神也}陰ノ座ス其時三

所権現ノ哥ニ曰ワイ風ノ羽吹モトス白

サギノサ高砂ノ松ノ梢トゲンジ玉フ住吉

□明神ノ哥ニ住吉ノ松ニ嵐ノ吹夜ハ同ジ此間

ノ月ヲコソマテトエンジ玉フ奉日大明神ノ哥ニ

春日野ノ若ムラサキノスリ衣シノブ乱カキ

○「春日野」の歌は伊勢物語等に見られる。

○「シバシコソ」の歌は、『三國名勝図會 卷五十三』の狗留孫權現社の項目で、神武天皇の歌として登場する。また、鹿児島県の蘭牟田神舞「重山の舞」にも同じ歌が登場する。

○「太玉命」は、『古事記』上巻や『日本書紀』卷第一第七段等、天岩戸開きに登場する神。
「高市郡」は現在の奈良県橿原市にある天太玉命神社を指す。

○「真坂木」から「白幣手」までは、『日本書紀』に準じた神歌となっている。

リシラレジトエンジ玉フ其時天照太神ノ御
哥ニ曰シバシコソハ山シゲ山シケルトモ神道□^②
奥ニ道ハ有モノヨトカクエンジサセ玉フ

天照太神ハ御詠覽モ不座一社ニテハ
難叶大和ノ國太玉ノ權現ヲ舞出御神

高市ノ郡^{五十四}
座内^⑤ 樂ヲ本ソウ申サハヤト存候
祝言

太神祝言

大和國太玉命

抑天地開闢ノ神代ニ^⑤陰神陽神ステニ

□土ヲアラソイ玉イ□^⑤陰神怒ヲ^⑤「^⑤」
^⑤チシ日月ノ

□ウハイ□^⑤リ天ノ岩戸ニトチ□^⑤モリ玉フ然ハ
^⑤光ヲ

□^⑤常時ニシテ千草万物成□^⑤シカタシ
^⑤天地

依夫大小ノ諸神ツトイテ檢義ヲ以「^⑤」
^⑤岩戸ノ

前ニ庭火ヲタキ天ノカコヤマノ真坂木ヲウエ
^⑤シンノシヤ

上ツ枝ニ御統ヲカケ中ツ枝ニハ八咫鏡

下ツ枝ニハ青幣白幣手ヲ□□カケ申□
^⑤シナ

玉ヘト天照太神ハ御詠覽モ不座又信濃

國太力鳴ノ明神ヲ舞出シ御神樂ヲ本

ソウ申サハヤト存候

思兼ノ神ノ御子シ太力神ニテ□春日ノ別社也

手力鳴明神信濃ノ國戸^(巻)限ノ明神ト申也

抑神代根源明德ナラン時素戔鳴尊

悪行ニ依テ日神天ノ岩戸ニトチコモリ玉フ^(其時業カ)□

真^{ツマ}ノ國常闇ニシテ晝夜相カワリ□モ

□□^(八百カ)代ノ諸神檢義ヲ以テ天ノ児屋根命

トハ大諄辞ヲ司リ天細女ノ命□舞ヲ^(心)

ヨクス然ルニ岩戸細目ニアク手力諸神ニ

カスクレシカハカタニハ太タスキヲカケ岩戸ヲ

取テ引別シ梵天ニ投玉ヘハ世界明ナリ其時

大和言ハ和テ面テ白トハ申也

右四番之小舞太神御神樂中半ニ用也

三笠^(三)緋下舞付弘目之曳

河内ノ枚岡鎮守也

○「枚岡ノ鎮守」は、現在の大阪府
東大阪市の枚岡神社か。

○「神護景雲」は七六七〜七七〇年
春日大社の縁起では、武甕槌尊
が鹿島から御蓋山に降りた後祀ら
れたとある。

○「常陸國」は現在の茨城県にある
鹿島神宮、「下總國」は千葉県の
香取神宮、「攝津國」は大阪市の
住吉大社、をそれぞれ指す。

抑三笠ト云者表三笠山ヲ是春日山ノ
叟也去ハ和歌ニ曰鹿島ヨリ鹿ニ乗テ
春日ナル三笠ノ山ニ浮雲ノ宮浮雲ノ宮
トハ鹿島ノ明神ノ御叟ナリ祖ハ甕ノ
速日ノ神ノ御子ヲ曰武甕槌神ト
神護景雲ノ年中ニ鹿ニ乗テ三笠ノ

山ニ移給ヲ曰浮雲ノ宮若宮是也

八乙女舞陽神也

將軍花男舞陽神也

天地循環有廻左旋右旋儀也

唯今奉舞將軍舞ト云者日神ノ移シ御影ヲ皆

靱負臂ニ着稜威ノ高軻ヲ腰ニ帶十柄

□釵ヲ四將軍ヲ現シ家ノ四方ニ幣ヲ立ルコト

第一ニ武甕□尊鹿島大明神ト現常陸國

奉崇也第二ニ經津主尊香取大明トアラハレ

下總ノ國香取郡ニ崇也第三ニ表ツ中ツ底ツ三柱ノ尊

住吉大明神ト現今攝津ノ國住吉ノ郡ニ跡ヲ垂

奉崇也第四ニ熒田大明草薙御身躰

○「尾張國」は現在の名古屋市にある熱田神宮を指す。

○享保九歳・・・一七二四年

○安永二年・・・一七七三年

トシテ尾張ノ國愛

智郡ニ奉崇也各四社四將軍ト現玉フ先ノ宝釵ヲ
持玉フテ玉垣内國邪神外道ヲ意ノ儘ニ打靜

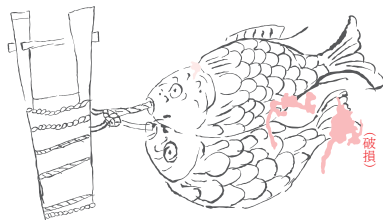
玉フ^⑤更皆是宝釵ノ怒爲也イカテカ神國開
關ヲヤ今末代ニ至ルマテ神代ノ利釵ヲ蒙テ國土
豊饒ニ^⑥如意満足ト舞納タル將軍花舞コレ
也

舞数終

享保九歳辰ノ拾月九日

押領司川内

安永二年
十月



押領司「
」
(判読不能)

『神楽番付(仮称)』

○現在行われている「舞揚」は一人
による刀舞である。

(前段欠損)

一 神隨

宮永瀧右衛門
堀之内與兵衛
有馬平右衛門
蘭田宇右衛門

一 舞揚

宮永瀧右衛門
蘭田宇右衛門

一 式参番

押領司直五郎
蘭田条助

一 大荒神

押領司正右衛門

一 地割

堀之内半右衛門
若松隼人

一 飛出

竹之下正次郎

○現在行われている「田の神」は一人の鬼神舞である。

○「陰陽」は現在失伝。唱教を見る限り2人の鬼神舞と推測される。

一	高幣	藺田新助
一	金山	藺田宇右衛門
一	宇治	有馬兵左衛門
一	田之神	有馬兵左衛門 藺田新助
(欠損)		
一	三笠	堀之内与兵衛 藺田伊三次 有馬藤助
		右同庄右衛門
一	陰陽	宮永瀧右衛門
一	龍蔵	宮永仲右衛門

○文化十三年・・一八一六年

(欠損)

右所定如件

文化十三年子九月廿九日

『霞神社御祭神楽次第（仮称）』

○年不詳

申三月三日御神樂事

黒木主膳

宮永多宮

堀内主計

若松左内

有馬右京

宮永隼人

宮永多門

蘭田兵馬

蘭田佐太郎

蘭田喜八郎

若衾（長）金次郎

黒木與八郎

宮永仙太郎

霞神社御祭記申三月十五日麓村

蘭田與馬

○霞神社は、現在の高原町後川内地
区にある神社。元は霞権現といい、
文化一二年（一八一五）に藩主島
津重豪により造られた。
祭祀日は三月一五日・九月一五日。
（『三国名勝圖會 卷之五十六』）

『押領司家由来(仮題)』

覚

○「真幸」は現在のえびの市、「三山」は現在の小林市

○元龜元年・・・一五七〇年

○「嶋津兵庫頭」「忠平」は島津義弘

○「龜岡天神正八幡宮」は現在の鹿児島県湧水町にある菅原神社。江戸時代は龜岡天神社。

（『三國名勝図会 卷之四十一』）

○元龜三年・・・一五七二年

○「かひ餅田」は現在の小林市にある「粥持田古戦場」

押領司對馬事先祖代々伊東義祐領

真幸三山同社神主^ニ而^レ候^ニ元龜元年^{庚午}

二月 嶋津兵庫頭公飯野御住城之時

参上吉松之城鎮守龜岡天神正八幡宮

正祝子被仰付吉松之内霧丸居住仕候

元龜三年^{壬申}四月七日^{壬戌}日州時戰是

時忠平公^{ヨリ}真幸三ノ山伊東領^江御働温水

川内村打役五月四日^{己巳}伊東義祐軍衆

真幸加久藤^江働候其時伊東軍兵内山衆

去川役人柚木崎丹後^ヲ兵庫頭忠平公

横入合戰^ニ而^レ飯野木崎木原御自身打取

給ふ丹後小者^ヒ忠平公^江相向^ニ而^レ

押領司五郎右衛門御側^江有合之故弓^ニ而^レ

仕留申^ニ竹之下三郎右衛門鑓^ニ而^レ仕先手之

あらそひ申^ニ忠平公^{ヨリ}鑓与里弓社^与

御意被成候其日伊東軍兵伊東新次郎

同氏加賀守子息源四郎同又四郎一門

式拾五人以上百三十拾余人討死也其時

かひ餅田^与申^ニ五郎右衛門雜兵^ヒ油田町^ノ

○天正四年・・・一五七六年

○「温水」は現在の小林市岩瀬付近にあった村。

○「鎮守之宮」は現在の高原町大字西麓にある鎮守神社

○「吉田赤花」は不明だが、押領司氏が社司を務めた天満宮（現在のえびの市の菅原神社）か。
（『三国名勝図会 卷之五十二』）

○天正五年・・・一五七七年
○天正十五年・・・一五八七年

弥藤兵衛^与相打仕候其時五郎右衛門名^ヲ早左衛門
と被下候天正四年^{丙子}八月十九日 兵庫頭公
伊東之領地高原をせ免給ふ大守
義久公者高原之内迫田木場御着陳
北郷時久者耳付^ニ着陳也御方軍兵
者壺本柊^ニ衆集鎮守之坂之様^ニ向
兵庫頭公温水之道筋ひがしの様押領司
早左衛門御案内申上鎮守之宮^江御腰^ヲ
御掛被成候其日両門柵打破矢留^リ候
同廿二日城御受取同日^ニ三ノ山須木名佐木
伊東義祐被於候同廿八日陳拂小林迄
送吐氣高原^茂同日^ニ役者川田駿河守
なり然処^ニ高原之城^茂下城^ニ而御悦喜
被遊候御案内申上候忠^トノ高原東霧嶋神社之神主
右早左衛門給候^ニ付親對馬神主相勤早左衛門ハ
吉田赤花^ニ役 忠平公^江奉公其時之
高原地頭上原長門天正五年十二月八日福永
丹波一乱之時ノ地頭なり天正十五年地頭
山田理庵代東霧嶋^{并ニ}鎮守大明神神主ハ惣領五郎右衛門^ハ
相渡親對馬吉田^ハ罷移居住仕候其時下者

○慶長六年・・・一六〇一年

○慶長七年・・・一六〇二年

慶長六年八月比 兵庫頭入道惟新公

加治木へ被成御座候聞早左衛門参上仕候而

惣御國名を淡路と被下候其時龜沢村

四社岡松四社之神主御天神宮權祝子ヲ

淡路江被下候

慶長七年壬寅三月吉日書之

押領司淡路

『幣之切紙集』

○「寛永拾計」は、「酉」から寛永十
年（一六三三）と推測

寛永拾計癸酉十月吉日 正祝對馬守

一流

幣之切紙集

（空白）

七百余尊胎藏界

五百余尊金剛界

三千七百余尊

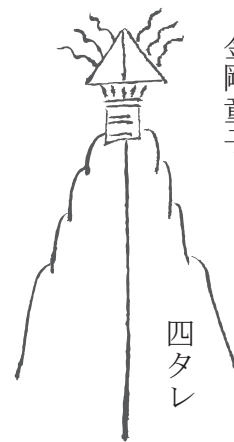
一切三千佛ヲ表也

一本立時タツトキハ三身也

右口傳在者也

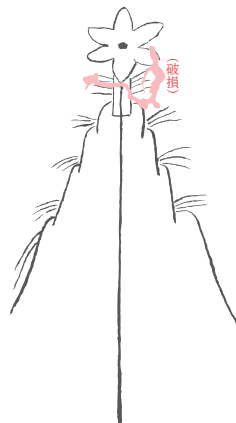
御弊之日記

金剛童子
コンカウトウジ



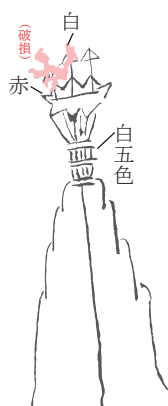
四タレ

疫神幣
ヤクジン



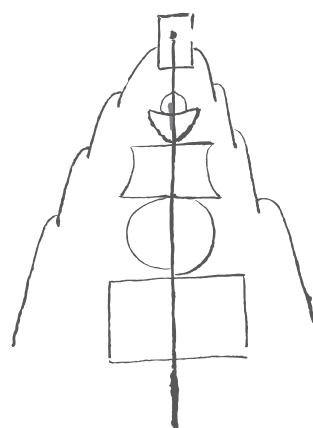
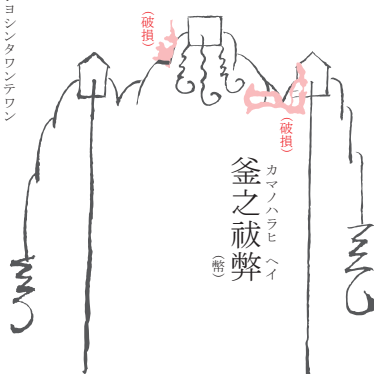
供利迦羅
クリカハラ





諸神勸頂之時

シヨシタワンテワン

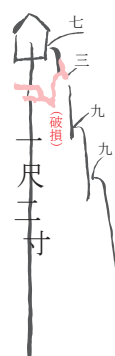


御弊

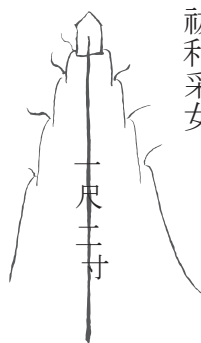
毘沙門天



吉祥天女



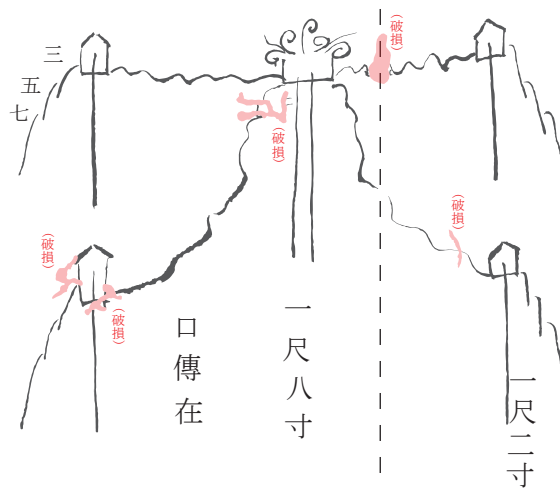
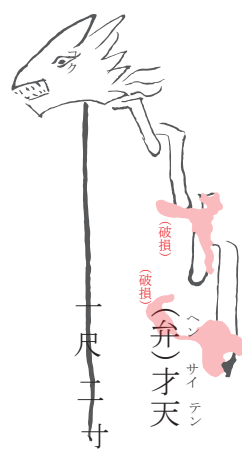
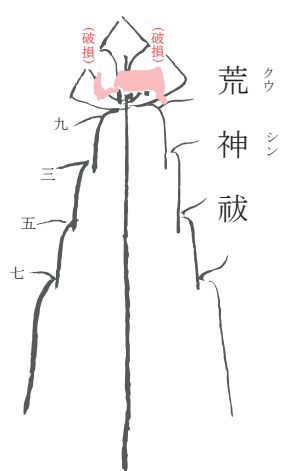
祓利采女



大黒天



五大尊本尊弊

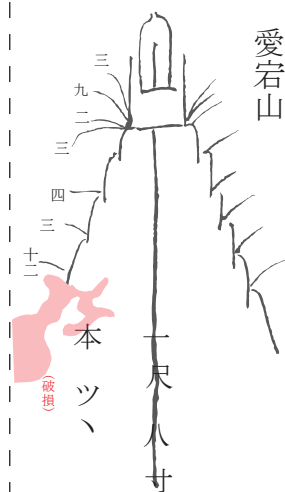


イツナ
ハライ

飯縄 祓

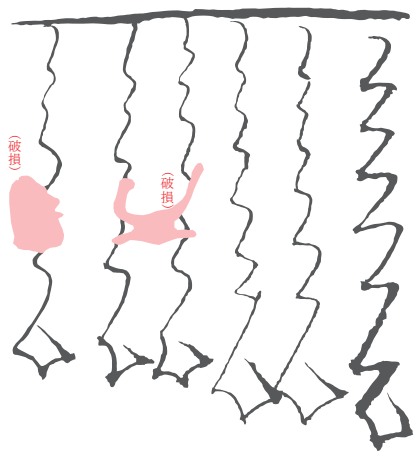


愛宕山
アタゴ

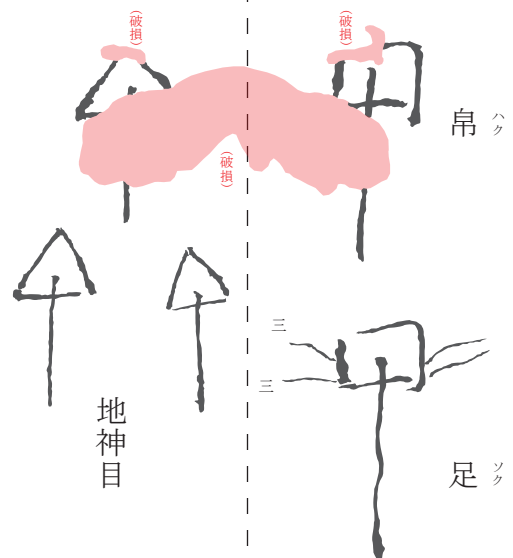


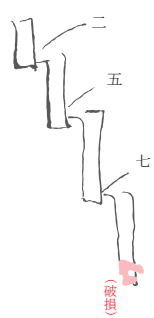
不動秘密
フドウ
(簀力)





神道用也
王之三スタレ也

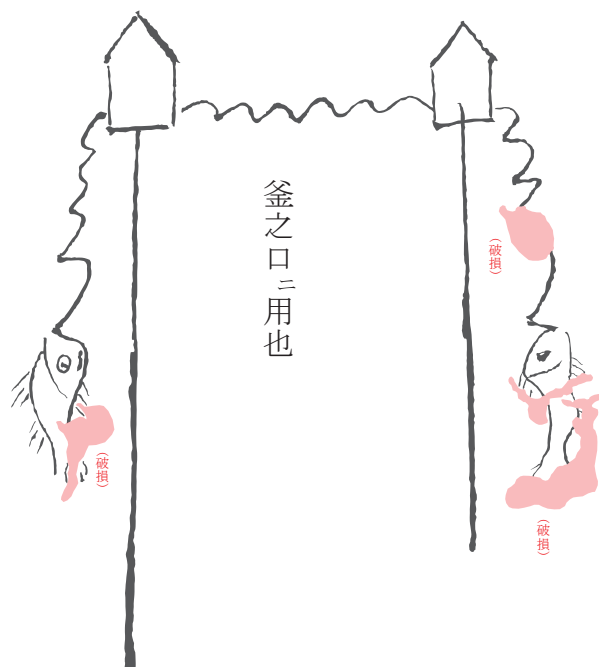




フテウヲノソノシメ



権現^{コンケン}一切用也



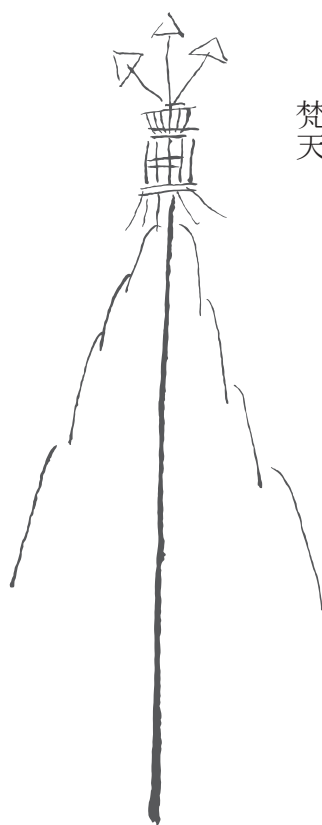
千道
百道

天之橋立口傳



テンカイヨリ□ルヘイナリ

梵天



五本ハ五大尊

滅罪ニワ六道
メツサイ

十二本八十二天
四十八本八四十八願也
百四十八本一周來表

(空白)

○天正元年・・・一五七三年

○「真幸院」は現在のえびの市を中心とした荘園に由来する地名

○寛永十年・・・一六三三年

○「三股院」は現在の都城市高城町付近の荘園に由来する地名。

右此本ハ天正元年乙亥正月拾四日(紀州)記弐之

良賢坊ニ是傳也

日(州)弐諸縣郡真幸院吉田天神之權祝

押領司淡路大夫

時ニ

寛永十年癸酉拾月廿日此本傳

日(州)弐諸縣郡三又院高原鎮守大明神ノ

正祝

押領司勝左衛門(割印)

乗盛(花押)

【参考文献】

○自治体史

- 鹿児島県史料刊行会 一九六〇『薩藩政要録』 『鹿児島県史料集 一』 鹿児島県
鹿児島県維新史料編さん所 一九八一『鹿児島県史料 旧記雑録後編 一』 鹿児島県
宮崎県 一九九四『宮崎県史 史料編 中世二』
宮崎県 一九九七『宮崎県史 史料編 近世五』

○史料

- 五代秀堯・橋口兼柄編・原口虎雄監修 一九八二『三国名勝圖會 第三卷』 新潮社
五代秀堯・橋口兼柄編・原口虎雄監修 一九八二『三国名勝圖會 第四卷』 新潮社
黒坂勝美・國史大系編修會 一九八九『日本書紀 前篇』 吉川弘文館

○論文・報告書等

- 渡辺伸夫他 二〇〇〇『高原町祓川・狭野の神舞(神事)』 『高原町文化財調査報告書第七集』 高原町教育委員会
高原町教育委員会 二〇二四『高原町史料集二 狭野神社文書(一)』 『高原町文化財調査報告書第三〇集』

高原町文化財調査報告書 第三三集

高原町史料集 三 押領司家文書(一)

令和七年一〇月発行

編集・発行 高原町教育委員会

